

建設業における仮設機材に起因する 死傷災害発生状況(26)

～2016年発生の死亡災害～

一般社団法人 仮設工業会 事務局

はじめに

本会においては、会報「仮設機材マンスリー」の2013年10月号から、下記のとおり建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況を掲載しています。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 2013年10月号・災害の概要 (2) 2014年 1月号・2010年・機材センター (3) 2014年 2月号・2010年・脚立 (4) 2014年 3月号・2010年・梯子 (5) 2014年 4月号・2010年・つり足場 (6) 2014年 5月号・2010年・移動式足場 (7) 2014年 7月号・2012年・死亡災害 (8) 2014年10月号・2011年・機材センター (9) 2014年12月号・2011年・枠組足場 (10) 2015年 1月号・2011年・移動式足場 (11) 2015年 2月号・2011年・支保工 (12) 2015年 3月号・2011年・アルミニウム合金製可搬式作業台・高所作業台 (13) 2015年 9月号・2013年・死亡災害 (14) 2015年11月号・2012年・機材センター | <ul style="list-style-type: none"> (15) 2016年 4月号・2012年・枠組足場 (16) 2016年 5月号・2014年・死亡災害 (17) 2016年 9月号・2013年・機材センター (18) 2016年10月号・2013年・各種足場 (19) 2017年10月号・2014年・機材センター (20) 2017年11月号・2014年・各種足場 (21) 2018年 1月号・2014年・足場板 (22) 2018年 8月号・2015年・機材センター (23) 2018年 9月号・2015年・各種足場 (24) 2018年11月号・2015年・脚立 (25) 2018年12月号・2015年・死亡災害 |
|--|--|

今回の死亡災害発生状況は、2016年における仮設機材に関する死亡災害を、厚生労働省のデータベース（職場のあんぜんサイト）から抜き出し、仮設工業会事務局において取りまとめたものです。本災害発生事例を参考にして、仮設機材に関する同種災害の再発防止や教育等にお取り組みください。

1 機材センター関係（機材センターに参考となると思われる事例を含む。）

NO	死亡災害発生状況（2016年）
1	牧場の拡張工事の一環として給餌場を新設するにあたり、その建築材料として新牧場まで、トラックにより単管7本の運搬作業を行っていた。新牧場にて荷を下ろす際、積荷を固定していたロープを外し、被災者が荷台上に積み荷を降ろそうとした際に積荷が崩壊、積荷すべてとともに被災者が荷台左側面から墜落した。墜落時に積荷により腹部が圧迫された結果、臍臓が損傷し死亡した。
2	資材置場でつり上げ荷重2.9tの積載形トラッククレーンを用いて型枠材（600kg）の荷卸作業中、玉掛に用いたチェーンが破断したため、つり荷が落下し、被災者の頭部を直撃、被災者は、積載形トラッククレーン荷台から地面に墜落した。
3	高台にある資材置き場に停車していたフォークリフトを約1km先にある別の資材置き場に移動させるため、当該フォークリフトを空荷状態で運転し、勾配11度のアスファルト舗装された直線の私道を前進で下っていたところ、フォークリフトがバランスを崩して横転し、被災者が投げ出され車体の下敷きとなった。

7 はしご関係

NO	死亡災害発生状況（2016年）
1	地震で被害を受けた民家の屋根瓦の修復工事の見積もりを終えた後、家屋の1階屋根の北側の一枚の瓦が割れていたため、予備の瓦と取り替える作業を行っている際、移動はしごを上っていた被災者が移動はしごと地上に墜落し、脳挫傷により死亡した。
2	木造2階建既設の一戸建て住宅北側の2階屋根下部分に設けられた換気口の点検・補修を行うために、被災者はアルミ製伸縮はしごを用いて、当該点検・補修箇所付近の屋根まで上がろうとしていたところ、はしごを昇っている最中にバランスを崩し、はしごから転落した。
3	火災報知器に連動する煙感知器の配線工事に際して、コンクリート面から高さ5.7mにある埋設配管端部の耐火処理作業を移動はしご上で行っていたところ、バランスを崩しはしごが転位し、コンクリート面へ墜落し死亡した。
4	午前10時15分ごろ、工場内にて電気配線を外そうとはしごを使用し高所に登ろうとしたところ、約3mの高さから墜落し腰を強打し、病院に入院加療していたが、病院内トイレで縊死しているのを発見された。

8 その他関係（足場の種類が不明なものを含む。）

NO	死亡災害発生状況（2016年）
1	被災者は消化タンク内に組まれた足場上で、塗装の準備作業として内壁の結露を拭き取る作業を行っていた際、足場中心部の開口部からバランスを崩して13.75m下のタンク底部に墜落した。
2	共同住宅の建設工事において外部足場に付設する防護柵（朝顔）の設置作業を行っていた作業員が、付設済みの防護柵の端から約11.8m下の地面に墜落した。
3	マンションの耐震補強工事において、南面外部足場14層目で解体作業を行っていた被災者が約22.6m下の歩道に墜落し、当日死亡した。
4	外壁改修工事の足場設置に伴う落下防止柵（以下、「朝顔」という。）の設置を足場の10層目において行っていた。朝顔の骨組みの設置を終え、鋼製足場板を骨組み上に敷き詰めていたところ、朝顔を構成する単管のクランプ（朝顔先端部）が外れたため、鋼製足場板とともに約18m墜落し、被災した。
5	ホテルの外壁塗装工事で被災者は外壁の目地をモルタルで埋める作業を行っていた。当該作業は足場を使用していたが、躯体と足場の隙間が78cm開いており、足場から身を乗り出し、建屋に体を預け作業していたところ、約4.8mの高さから墜落した。
6	木造2階建ての集合住宅の建築工事現場において、被災者は高さ6.8mの屋根上で野地板を張る作業を終えて、屋根から足場に移動中に墜落した。
7	増改築工事現場において、R階の大梁を取り付けるため、柱頂部に取り付けられたスタンションに接続された安全ブロックを用い当該柱に昇り、梁位置調整用バールをボルト穴に仮差し後、何らかの原因でスタンションが外れ、スタンション、安全ブロックごと墜落した。
8	平屋住宅の解体作業中、被災者は梁等に架け渡した歩み板上で屋根材の取り外しを行っていたところ、梁が柱から外れ、歩み板とともに約2.8mの高さから墜落した。なお、被災者は災害発生から5日後に搬送先の病院で死亡した。
9	被災者は、RC造4階建共同住宅（1階は店舗）の改修工事において、地上からロール状の防水シートを屋上に上げるために足場に設置したウインチを移設する作業をしていた。物を屋上に引き入れるために足場の手すりを取り外してできた足場外側開口部（幅1.8m、高さ2.25m）からバランスを崩して11.2mの高さより地面に墜落した。
10	被災者は、壁材取り付け工事において足場（高さ約4m70cm）から転落し、死亡した。